

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続（拡大型）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和8年2月12日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 赤川 裕志

1 業務概要

- (1) 業務名 函館開発建設部管内 道路照明PFI支援業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 **別表公示一覧(A)**のとおり。
- (3) 成果品
成果品は、特記仕様書のとおりとする。
成果品は、次のとおりとする。
 - ・設計業務等共通仕様書第1117条成果物による。ただし、納品は「オンライン電子納品実施要領」（業務編）による。
 - ・公開成果品（見え消し版、黒消し版）
- (4) 履行期間 **別表公示一覧(B)**のとおり。
- (5) 主たる部分
本業務における「主たる部分」は、設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。ただし、同仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。
- (6) 再委託の禁止
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2 入札等の方式及び手続等

- (1) 本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出する試行業務である。
- (2) 本業務は、電子入札システムの対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、「紙入札方式参加承諾願」を発注者に提出し承諾を得た場合には、紙入札方式に代えることができる。
- (3) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。ただし、次の点に留意すること。
 - ア 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後速やかに紙契約方式願（別紙）を提出しなければならない。
 - イ 紙契約方式による場合には、別添契約書案により、契約書を作成する。
- (4) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (5) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃

金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

- (6) 担当部局は**別表公示一覧（C）**のとおり。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出先及び受領期限
提出先は前記(6)、提出期間は**別表公示一覧（D）**のとおり。

3 公示の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、紙により担当部局へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）、託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）、又は電子メール等のいずれの方法でも可とする（電子メールの場合には着信を確認すること。）。なお、受付期間は**別表公示一覧（E）**のとおり。
- (2) 電子入札システムによる質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。また、紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。
- (3) 質問に対する回答は、原則として質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより行い、紙入札方式による質問者に対しては、電子メールで行うほか、質問者以外の全ての参加者に対して電子メールにより送信する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

ア 電子入札システムによる提出

提出期限までに参加表明書及び技術提案書を1つのファイルにまとめて提出すること。なお、ファイルは圧縮して提出することもできるが、ファイルの容量が10MBを超える場合には、提出書類の一式を紙により提出（電子入札システムとの分割提出は認めない。）すること。

イ 紙による提出

紙による提出は、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

また、持参、郵送又は託送による提出の場合は、電子入札システムにより、参加表明書及び技術提案書について、「郵送する旨の表示」「郵送する書類の目録」「郵送する書類のページ数」「発送年月日」を記載した書面を送信すること。

(2) ファイル形式等

ア 参加表明書、添付資料等及び技術提案書は、Microsoft Word 形式、Microsoft Excel

形式、Just System 一太郎形式及び PDF 形式のいずれかのファイル形式で作成することとし、提出時は別に指定する場合を除き、複数の申請書類すべてを一つの PDF 形式のファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、送信容量は 10MB 以内とする。また、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用しないこと。

イ 圧縮方法

圧縮を行う場合は、LZH 形式又は ZIP 形式のいずれかの形式で作成すること。ただし、自己解凍方式は指定しないこと。

ウ ウイルスチェック

ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、ウイルスチェックを行うこと。なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）等による再提出とする。

エ プリントアウト時に規定の枚数以内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書等のプリントアウトは白黒印刷で行う。

5 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たすすべての者を選定する。選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知し、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。（業種区分は別表公示一覧（F）のとおり。）

なお、決定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することはできるが、特定通知の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

ウ 参加表明書の提出期限の日から特定通知の日までの期間において、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 資本及び人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、基準の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、北海道開発局見積心得第 4 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会

社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の選定・特定手続等に適正さが阻害されると認められる場合

組合(設計共同体を含む。)とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

ア 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

イ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

ア 参加表明書を提出する者は、以下に示す同種又は類似業務について、平成27年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において1件以上の実績を有さなければならない。「海外インフラプロジェクト技術者認

定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

同種業務 **別表公示一覧（G）**のとおり。

類似業務 **別表公示一覧（H）**のとおり。

イ 実績としてあげた個々の業務評定点が 60 点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成 7 年 4 月 3 日付け北開局工第 2 号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ 令和 5 年度から令和 6 年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注）の同じ業種区分「**別表公示一覧（F）**」の平均業務評定点が 60 点以上であること。ただし、上記機関発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

エ 同種又は類似の業務の実績については、我が国及びWTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

6 配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

ア **別表公示一覧（I）**に示すいずれかの資格を有すること。

イ 外国資格を有する技術者（我が国及びWTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

ア 下記のいずれかの実績を有する者

(ア) 平成 27 年度以降公示日までに完了した業務のうち、以下に示す同種又は類似業務において 1 件以上の実績を有すること。ただし、再委託による業務又は照査技術者として従事した業務は除く。また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時（完了検査時点）に従事していない管理技術者は実績として認めない。

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

・同種業務 **別表公示一覧（G）**のとおり。

・類似業務 **別表公示一覧（H）**のとおり。

イ 令和 3 年度から令和 6 年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務

局開発建設部発注) の同じ業種区分「**別表公示一覧(F)**」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、上記機関発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(3) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

別表公示一覧 公示日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。)が5億円未満かつ10件未満である者。ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む。)が5億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の他の業務をいう。

なお、履行期限が**別表公示一覧(O)**以前となっているものは手持ち業務に含まない。

別表公示一覧 公示日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局見積心得」第6条第1項第10号の規定により、見積に関する条件に違反した見積として、その見積を無効とする。

また、本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額で5億円、件数で10件(別表公示一覧 公示日現在での手持ち業務に、北海道開発局、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅延なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は、当該業務の業務成績に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

(ア) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(イ) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(ウ) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

(エ) 手持ち業務量が当該業務の公示又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

なお、対象期間中に出産・育児の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

7 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は、別添(参加表明様式1～参加表明様式7)に示すとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内容に関する留意事項
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者について、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は、別表公示一覧 公示日現在、北海道開発局以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて記載する。 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。なお履行期限が別表公示一覧(O)となっているものは、手持ち業務量に含まない。 ・プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。 ・「当該地域の業務実績（地域精通度の評価）」を記載する場合は平成27年度以降に完了した業務とする。 なお、記載する件数は、1件とする。 ・記載様式は、参加表明様式2とする。
配置予定技術者の優良技術者表彰の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和6年度末までに完了した北海道開発局発注の同じ事業部門（道路部門）の優良技術者表彰の実績及び「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰があれば記載すること。 ・記載様式は、参加表明様式2とする。
配置予定技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」等の実績について記載すること。 ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成27年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は、参加表明様式3とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。
業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担について記載すること。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託の具体的内容を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。 なお、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は参加表明様式4とする。
企業の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受託した「同種又は類似業務」等の実績について記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「同種又は類似業務」を記載する場合は、平成27年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務数は、1件とする。 ・記載様式は参加表明様式5とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載すること。
<p>企業のワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況</p>	<p>次に掲げるいずれかの認定を受けている場合は記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 <p>・記載様式は参加表明様式7とする。</p> <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。※1-1）をいう。</p> <p>※1-1 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p> <p>※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>

(3) 契約書の写し

同種又は類似業務の実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報シ

システム（テクリス）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

8 選定又は非選定の通知

- (1) 技術提案書の提出者として選定した者には、電子入札システム（紙入札方式の場合は書面）により通知する。選定通知の日は、**別表公示一覧（J）**のとおり。
- (2) 選定通知書を受理した時は、登録期限（選定通知書の受理後、5日以内）までに技術提案書提出報告書（技術提案様式4）を電子入札システムにおける技術提案書として提出すること。
- (3) 技術提案書の提出者として認められなかった者に対しては、認められなかった旨とその理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非選定通知書）により通知する。
- (4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより、非選定通知者に対して非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
- (5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- (6) 非選定理由の説明請求の提出先及び受付時間は、以下のとおりである。
 - ア 提出先 担当部局に同じ。
 - イ 受付日時 9時00分から17時00分まで

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公示に記載されたこと以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別添（技術提案様式1～技術提案様式3、A4版）に示されるとおりとする。

なお、文字サイズについて、本文は10ポイント以上、図表は6ポイント以上、余白については上20mm以上、下20mm以上、左20mm以上、右20mm以上とし、これらが守られていない場合には評価しない。

また、送信された技術提案書のプリントアウトは白黒で行うため、図表等を含め明瞭に判別できるものとする。

(3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内容に関する留意事項
---------	------------

<p>実施方針・実施フロー・工程表・その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針、業務フローチャート及び工程計画、その他について簡潔に記載すること。 ・「その他」の提案での評価対象は、有益な代替案や重要事項の指摘で合計2件までとし、3件以上の記述があっても3件目以降は評価の対象としない。 ・記載様式は、技術提案様式2とし、A4判1枚に記載すること。
<p>評価テーマに対する技術提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下記(5)に示した、評価テーマに対する取組み方法を具体的に記載すること。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは、認めない。 ・記載様式は技術提案様式3とし、1テーマにつきA4判1枚に記載すること。 ・参考見積に含まれない提案は、評価の対象としないので明示すること。
<p>参考見積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る技術提案内容を反映した参考見積を提出すること。 ・参考見積は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載すること。 ・なお、予定している業務量を考慮して積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する場合がある。

- (4) 業務量の目安は**別表公示一覧(K)**のとおり。
- (5) 本業務において技術提案を求めるテーマは、**別表公示一覧(L)**に示す事項である。

10 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価ウェイトは、**別表2**のとおり。
- (2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システム（紙入札方式による場合は書面）により通知する。特定通知の予定日は**別表公示一覧(N)**のとおり。

11 ヒアリング

- (1) 必要に応じ、次のとおりヒアリングを実施する場合がある。
- ア 実施場所 北海道開発局 函館開発建設部
 - イ 実施日時 別途通知
 - ウ 出席者 別途通知（配置予定管理技術者を予定）
- (2) その他
- ア ヒアリングでは、10(1)の評価項目について質疑応答を行う。

イ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

12 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面（非特定通知書）をもって通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、電子入札システムにより非特定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）によること。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に電子入札システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明請求の提出先及び受付時間は次のとおりである。
 - ア 提出先 担当部局に同じ。
 - イ 受付時間 9時00分から17時00分まで。

13 再苦情申し立て

- (1) 8(4)の非選定理由の説明若しくは12(2)の非特定理由の説明に不服がある者は、非選定理由若しくは非特定理由の説明に係わる書面を受け取った日から5日（休日を含まない。）以内に、書面により、函館開発建設部長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。なお、再苦情申し立てについては函館開発建設部入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申し立ての書面の受付窓口、受付時間及び書類等の入手先は次のとおりである。
 - ア 受付窓口 担当部局に同じ。
 - イ 受付時間 9時00分から17時00分まで。
 - ウ 入手先 担当部局に同じ。

14 契約書作成の可否等

要。

なお、別添契約書案第4条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 第4条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（休日を含まない。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（休日を含まない。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、契約金債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、第4条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものと

する。

15 支払条件

前金払 無

16 その他の留意事項

- (1) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者」とは、受注者との関係が上記5(2)のいずれかに該当する者をいう。

- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 提出された資料は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 特定されなかった場合、電子入札システムにより技術提案書を提出した者は電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

なお、国土交通省電子入札システムホームページアドレスは、次のとおりである。

<https://www.e-bisc.go.jp>

- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

システム操作・接続確認等の問い合わせ先

ア 国土交通省電子入札システムヘルプデスク 電話 03-6633-7118

イ 国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>

なお、ICカードの不具合等が発生した場合には、入札参加希望者が利用している各電子認証局へ問い合わせること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、担当部局へ連絡すること。

- (11) 応募者が電子入札システムで書類を送信した場合は、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

ア 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

イ 参加表明書受付票

ウ 選定通知書

エ 非選定通知書

オ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

カ 技術提案書受付票

キ 特定通知書

ク 非特定通知書

ケ 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

コ 辞退届受付票

サ 日時変更通知書

シ 取止め通知書

- (12) 第1回目の見積が不調となった場合、再度見積に移行。再度見積の日時については、発注者側から指示する。開札後、発注者から再度見積依頼通知書を送信するので、パソコンの前で暫くの間、待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から通知する。

- (13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

- (14) 本業務に係る見積決定及び契約締結は、令和8年4月23日を予定しているが、予算成立が令和8年4月24日以降となった場合は、予算成立日に見積決定及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

(別表公示一覧)

公示日 令和8年2月12日

業務名 函館開発建設部管内 道路照明PFI支援業務

記号	項目	内 容	備考
(A)	業 務 内 容	<p>本業務は、函館開発建設部管内の道路照明LED化事業において、PFI事業の実施に向け、実施方針、特定事業の選定、入札説明書の資料作成・公表から事業者選定までに必要となる各種検討及び募集資料等の作成を行い、本事業を担う民間業者の募集・選定プロセスの的確な推進を支援することを目的とする。</p> <p>1. 計画・準備 N=1式 2. 実施方針の修正・作成 N=1式 3. 特定事業の選定支援 N=1式 4. 募集条件の検討と募集書類の作成 N=1式 5. 事業者提案の審査支援 N=1式 6. 審査委員会の運営支援 N=1式 7. 契約締結に係る支援 N=1式 8. 報告書作成</p>	
(B)	履 行 期 間	契約締結日の翌日 から 令和9年3月19日 まで	
(C)	担 当 部 局	〒040-8501 北海道函館市大川町1-27 北海道開発局函館開発建設部契約課 上席専門官 電話 0138-42-7532 (直通) mail hkd-hk-nyusatsu@ki.mlit.go.jp	
(D)	参加表明書及び技術提案書の提出期間	令和8年3月3日 12時00分まで	休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
(E)	公示の内容についての質問の受付期間	令和8年2月12日 から 令和8年4月15日 まで	
(F)	業 種 区 分	土木関係コンサルタント	
(G)	同 種 業 務	国道におけるPFI支援に関する業務	
(H)	類 似 業 務	道路法上の道路におけるPFI支援に関する業務	
(I)	配置予定技術者の資格に関する要件	a) 技術士（総合技術監理部門：建設）又は技術士（建設部門） b) 国土交通省登録技術者資格【道路／計画・調査・設計】 RCCM（道路部門） 土木学会認定土木技術者（上級、1級）（交通）コースA,B 交通工学研究会認定TOE	
(J)	選 定 通 知 日	令和8年3月16日 予定	受理後5日以内に技術提案書提出報告書を提出
(K)	業 務 量 の 目 安	33百万円以内（税込み、旅費・交通費含む）	
(L)	技 術 提 案 求 め る テ ー マ	道路照明PFI支援業務を行う際の留意点について	
(M)	既 存 資 料 の 名 覧 資 料 の 名	なし	
(N)	特 定 通 知 日	令和8年4月10日 予定	
(O)	見 積 合 わ せ 日	令和8年4月23日	

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト
		判断基準	
参加表明者（企業）の経験及び能力	その他 ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	<p>(参加表明様式 7)</p> <p>①次に掲げるいずれかの認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※ 1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）・くるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）・トライくるみん（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）・くるみん（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）・トライくるみん（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）・くるみん（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）認定企業）※ 2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※ 3 <p>②上記の認定を受けていない場合は加点しない。</p> <p>※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条又は第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。※ 1-1）をいう。 ※ 1-1 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること。 ※ 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ※ 3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>	<p>① 0.5</p> <p>② 0</p>

評価項目		評価の着目点			評価 ウェイト
		資格要件	技術者資格等	判断基準	管理技術者
予定技術者の経験及び能力	資格・実績	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>(参加表明様式2)</p> <p>下記の順位で評価する。</p> <p>①技術士 ・技術士（総合技術監理部門：建設）又は技術士（建設部門）</p> <p>②国土交通省登録技術者資格 ・国土交通省登録技術者資格【道路／計画・調査・設計】 ・RCCM（道路部門） ・土木学会認定土木技術者（上級、1級）（交通）コースA, B ・交通工学研究会認定TOE</p> <p>③上記以外は特定しない。</p>	① 6 ② 3 ③ 特定しない	
	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	<p>(参加表明様式3)</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した業務の実績、又は過去に業務をマネジメントした実務経験を下記の順位で評価する。</p> <p>①同種業務の実績又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>②類似業務の実績又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>③上記以外は特定しない。</p> <p>※海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。</p>	① 6 ② 3 ③ 特定しない	
	情報収集力	過去10年間の当該開発建設部管内・周辺での業務実績の有無	<p>(参加表明様式2)</p> <p>平成27年度以降公示日までに完了した当該開発建設部管内・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>①函館開発建設部管内における業務実績あり。</p> <p>②北海道内での業務実績あり。</p> <p>③上記以外は加点しない。</p> <p>※ここで評価する業務実績とは、本説明書に記載の同種又は類似業務に限る。</p>	① 4 ② 2 ③ 0	

評価項目		評価の着目点		評価 ウェイト	
		判断基準		管理技術者	
予定技術者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	過去4年間に管理技術者として従事した同じ業務区分の業務成績	令和3年度から令和6年度末までに完了した業務のうち、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の同じ業種区分「土木関係コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 60点未満 ⑨ 成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がない場合は加点しない。 ※北海道開発局発注業務の実績がなく、上記機関発注業務の実績はあるがTECRIS又はAGRISに登録していない場合は、成績評定が確認できる資料を添付すること。	① 20 ② 17 ③ 14 ④ 11 ⑤ 8 ⑥ 5 ⑦ 0 ⑧ 特定しない ⑨ 0
			過去4年間の同じ事業部門での優秀技術者表彰の有無	(参加表明様式2) 令和3年度から令和6年度末までに完了した業務で、令和4年度から令和7年度までに表彰された管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の同じ事業部門（道路部門）の優秀技術者表彰について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり。 ② 部長表彰の実績あり。 ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手・女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。	① 4 ② 2 ③ 0
		手持ち業務	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	(参加表明様式2) 下記に該当する場合は特定しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。 (手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。)	数値化しない
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(参加表明様式4) 下記のいずれかに該当する場合には特定しない。 ・主たる部分が再委託予定となっている場合。 ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	数値化しない	

別表 2

公示10(1) 技術提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価の着目点		評価ウェイト	
	判断基準			
・実 工 施 程 方 針 ・ そ の 他 フ ロ ー	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	15	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10		
評 価 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	評 価 テ ー マ	的 確 性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	40
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	
	実 現 性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	40	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		
積 参 考 見	業務コストの妥当性	業務規模を上回る場合、又は提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない。	数値化しない	